

組織体制表（伊丹市空家等対策計画（第2次）補完資料）

令和 5（2023）年 4 月 1 日現在

空家等対策における組織体制は以下のとおりです。

なお、各項目の番号は伊丹市空家等対策計画（第2次）の項目番号に対応しています。

7. 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項

〔表 7－1〕庁内連携体制

7（1）	総合窓口	
	市民自治部 まちづくり室 生活環境課（電話番号 072-781-5371）	
7（2）	内容	課名
	①雑草の繁茂等に関すること	環境クリーンセンター業務課
	②空家等対策計画及び措置に関すること	建築指導課
	③景観形成に関すること	都市計画課
	④固定資産税に関すること	資産税課

8. 空家等に関する対策の実施体制に関する事項

〔表 8－1〕伊丹市空家等対策推進委員会の組織体制

8（2）	関連業務	課名
	①特定空家等の認定及び特定空家等に対する措置に関する対応	資産税課 生活環境課 環境クリーンセンター業務課 都市計画課 建築指導課
	②納税義務者及び土地・家屋所有者情報の把握・提供、固定資産税等に関する対応	資産税課
	③地域における情報に関する対応	まちづくり推進課
	④空家等に関する総合窓口	生活環境課
	⑤空地等の適正管理に関する対応	環境クリーンセンター業務課
	⑥空家等の草木の繁茂に関する対応	環境クリーンセンター業務課
	⑦景観形成に関する対応	都市計画課
	⑧空家等対策の推進に関する特別措置法等に基づく、空家等の建物に関する対応	建築指導課
	⑨住宅のリフォーム等に関する対応	住宅政策課
	⑩防犯意識の啓発と高揚に関する対応	都市安全企画課
	⑪市民生活の安全の推進に関する対応	都市安全企画課
	⑫消防法、伊丹市火災予防条例に基づく、火災の予防上危険な空家等についての是正命令等の対応	消防局予防課
	⑬空家等に関する水道の個別情報に関する対応	上下水道局給排水課